

平成28年12月26日制定

松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、松山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年12月26日制定）第3条第2項第1号の第1号訪問事業及び同項第2号の第1号通所事業（以下「事業」という。）の指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

(指定の有効期間)

第4条 省令第140条の63の7の規定する市が定める期間は、6年とする。ただし、指定申請をした者（以下「申請者」という。）が既に訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の指定を受けている場合は、申請者の申出に基づき、訪問介護等の指定の有効期間の満了の日を事業の指定の有効期間の満了の日とすることができる。

(指定の更新)

第5条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請（以下「指定更新申請」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第2号。以下「更新申請書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、指定申請書又は更新申請書に記載した事項に変更があったときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定事項等変更届出書（様式第3号）に変更した内容が分かる書類を添付して市長に提出するものとする。

2 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、介護予防・日常生活支援総合事業廃止（休止）届出書（様式第4号）を市長に提出する

ことにより行うものとする。

- 3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書（様式第5号）に当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して市長に提出するものとする。

（指定事業者の指定等）

第7条 市長は、指定申請があった場合は、速やかに指定の審査を行い、その結果を当該指定申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 申請者が、松山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成28年12月26日制定）に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第35条の3各号に掲げる規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該指定申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によ

って納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

(7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるあるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他政令第35条の4に規定する使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

(8) 申請者と密接な関係を有する者(申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第1項各号に掲げる者(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第2項各号に掲げる者又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第3項各号に掲げる者のうち、当該申請者と省令第126条の3第4項各号に掲げる密接な関係を有する法人をいう。)が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

(9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手

続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日（以下この号において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が指定申請前5年以内に居宅サービス等又は事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の円滑かつ適切な実施に支障が生ずると認めるとき。

3 市長は、指定申請があった場合において、松山市高齢者福祉計画介護保険事業計画（以下この条において「事業計画」という。）において定める地域支援事業に係る計画量に既に達しているか、又は当該指定申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定をしないことができる。

4 指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものと

する。

5 第1項、第2項及び第4項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第2条から第4条までの規定による指定申請又は届出（以下この条において「指定等」という。）を受理したときは、愛媛県、国民健康保険団体連合会その他市長が必要と認める者に対して、当該指定等に係る情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地（代表者の氏名及び住所を含む。）

(3) 指定等の年月日

(4) 届出事項の変更の年月日

(5) 事業の再開若しくは廃止若しくは休止の年月日

(6) 事業開始の年月日

(7) 運営規程

(8) 介護保険事業所番号

(9) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(10) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、制定の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による指定を受けようとする者は、この要綱の施行前においても指定の申請を行うことができる。

3 市長は、前項の申請があった場合には、この要綱の施行前においても、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この要綱の施行の日にその効力を生ずる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。